

高商連ニュース

高知県商工団体連合会 NO.1050(54-44)

〒780-8035 高知市河ノ瀬町33

TEL088-832-4838 FAX088-832-3126

Eメール kosyoren@citrus.ocn.ne.jp

ホームページ http://kosyoren.jp

このニュースはホームページでもご覧になれます

県会議員選挙で

民商会員3人当選

4月9日投票の高知県議会議員選挙で、塚地佐智さん(高知市)、岡田芳秀さん(南国市)、岡本和也さん(四万十市)の3人の民商会員が当選しました。

塚地さんは、婦人部員で今回10期連続当選。県議会最古参の議員です。

岡田さんは、自民公認と保守系候補との争いを、「市民と野党の共同候補」としてたたかいた、2人区で当選。今回2期目。

岡本さんは、民商副会長(電気工事業)。定数2のたたかいを制し8年ぶりに議席を奪還しました。岡本さんは、「町には切実な声があふれています。その声を県政に届け、県民の未来につなげたい」と決意を語ります。

香美郡 分納申請

4月3日・4日、南国税務署で、税の分納申請にチャレンジ。ほとんどの方が毎年申請している中で、特に問題もなく4回〜9回の分納を勝ち取っています。

今回初めて参加した会員さんは、「心配で心配で、いかんかったらどうしよう」と、事前に何度も事務局を訪れ、「換価の猶予の申請書」を作成。結果は希望通り9回の分納となりました。

今回「換価の猶予」をしたのは1名だけでしたが、猶予の申請が認められれば、延滞税の軽減、猶予期間中は差押えされないなどのメリットもあります。

(4/17 香美郡民商会報より)

反骨の人 前川喜平さんが語る (対面集会)

憲法施行76周年県民の集い

「戦争を回避する道すじ」

—武力で平和は守れない—

■4月29日(土・祝)

14:00~16:00

■高知城ホール(4F)

■参加費 1,000円

(中高大学生は無料)



■前川喜平さん・プロフィール■

1955年 奈良県生まれ。

1979年 東京大学法学部卒業、文部省(現文部科学省)に入省。文化庁宗務課長、初等中等教育局財務課長、大臣官房長、初等中等教育局長などを経て、2016年文部科学事務次官。2017年 退官。

現在、現代教育行政研究会代表、日本大学文理学部講師。福島市と厚木市で自主夜間中学のスタッフも務める。

著書に『面従腹背』『権力は腐敗する』『コロナ期の学校と教育政策』など

ビキニデー in 高知 5月開催

世界のヒバクシャと連帯し、核兵器禁止条約に参加する日本政府を求める「ビキニデー in 高知2023」

(実行委員会主催)が5月5日から7日まで、高知県内で開かれます。マーシャル諸島政府「核問題委員会・教育普及担当」のエピリンさんが6日の特別交流会と7日の全体集會に参加し、マーシャル諸島が抱える核実験被害の問題を報告します。

5、6両日は「フィールドワーク幡多」。ビキニ被災者へのインタビュー、幡多ゼミOB・OGや顧問との懇談などを、1泊2日で行います。

特別交流会は6日午後6時から7時15分まで高知城ホール2階(高知市)で開かれます。エピリンさんの

報告、広島・福島からの報告が行われます。

全体集會は7日午前10時から午後3時半まで高知県立県民文化ホール・グリーンホール(高知市)で開かれます(オンライン併用)。エピリンさんとジャーナリストの笹島康仁さんが報告し、明星大学教授の竹峰誠一郎さんと詩人のアーサー・ピナードさんが講演。ビキニ被ばく船員訴訟、高知県原爆被爆者の会が報告します。

「フィールドワーク幡多」は参加費2万円、締め切りは4月10日。全体集會は参加費1500円(会場とオンライン同額、学生無料)、締め切りは4月20日。特別交流会は参加無料。

問い合わせ先—高知県原水協・電話088(875)3917

世界のヒバクシャと連帯

弁護士のお会・インボイスボイコット大作戦 ①登録申請は9月末ぎりぎりまでしない ②登録を後悔している人は取り下げる

納税者同士の税金の相談に 国の介入は許されません

自主申告運動を納税者の権利と認めた判決

倉敷民商事件 小原・須増裁判 控訴審判決(確定) 平成27年12月7日より

- 申告納税制度は憲法上の要請からも十分に尊重されるべき

「申告納税制度は民主的な租税思想に親和的な制度であるといえる。このような民主的な制度自体は国民主権原理を謳う我が国の憲法上の要請からも十分に尊重されるべきである」

- 税理士法は納税者同士の相互協力を規制対象としていない

「税理士法は納税申告に当たっての納税者の相互協力をも規制対象としているわけではない」

- 指導や助言など申告納税にあたって相互扶助を図ることは十分に可能

「倉敷民商の会員らが、確定申告書の作成方法等について、互いに指導や助言をするなどの方法により申告納税にあたって相互扶助を図ることは十分に可能」

中野民商事件 東京高裁判決(確定)

昭和53年10月31日より

- 憲法の結社の自由が保障する内容は、団体の意思形成行為を抑制、介入しないこと

「憲法第21条は、結社の自由を保障しているが、その保障する内容は、公権力が、原則として、私人の団体形成行為又は結成された団体の意思形成行為を抑制したり、これに介入したりしないことであり、公権力の介入行為には、結成された団体の解散又は弱体化を招来する行為も含まれるものと解される」



税務相談停止命令制度とのたたかい ⑦ 全商連等8団体作成チラシより